

- 20年を超える累次の地方分権改革の取組により、地方公共団体の自主性・自立性の拡大は一定程度進んだ一方で、人口減少社会や、都市と地方の地域間格差拡大などといった課題が相互に影響を及ぼしつつ複雑化している。
- こうした現状を踏まえ、政府関係機関の地方移転など地方分散を進める地方創生の取組と車の両輪で、地方分権改革を展開しなければならない。
- 新たな地方分権改革を展望すべく設置した「地方分権に関する研究会」において示された基本的な考え方にに基づき、政府に対して提言。
- 基本的考え方 ①国：外交、防衛など本来国が果たすべき役割を重点的に担う。 地方：住民に身近な行政はできる限り地方に委ねる。  
②国・地方間、地方自治体間など、前例にとらわれない柔軟な連携

## <提言の概要>

項目	具体的な提案
<b>1 地域間格差を是正するための地方分権改革の一層の推進</b> (1) 国と地方の役割分担の見直しを踏まえた <b>地方税財源の充実・確保</b> (2) <b>国の政策決定への地方の参画</b>	○国地方の税源配分を役割分担に見合う形で見直し、地方税源を充実させ、 <b>遍在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築</b> ○立法プロセスへの適切な関与として、 <b>国と地方の協議の場の一層の活用</b> や国会の中に <b>地方の声を反映させるシステム</b> を構築
<b>2 地方分権を実感できる改革の深化</b> (1) 「 <b>従うべき基準</b> 」や <b>地域交通制度</b> の見直し等 (2) 「 <b>提案募集方式</b> 」等の見直し (3) 中小企業・農林水産業への支援 (4) <b>地域の実情に応じた施策展開</b> の実現 (5) 事務・権限の移譲などを円滑に進めるための措置	○「 <b>従うべき基準</b> 」の廃止、義務付け・枠付けの「 <b>立法の原則</b> 」や政府における「 <b>チェックのための仕組み</b> 」の確立 ○路線バス・タクシー等旅客自動車運送業に関する権限の移譲等 ○「国が直接執行する事業の運用改善」や「過去と同内容の提案」も新たな課題として対応するなど実効性ある運用に向けて <b>内容拡充</b> ○これまでの対応方針で「検討を行う」とされた提案や年次を示して結論を得るとした提案の <b>適切なフォローアップの継続</b> ○中小企業、農林水産業に対する「 <b>空飛ぶ補助金</b> 」の見直し ○様々な分野の施策と連動させ実施した方がより効果的・効率的な事務を、 <b>国、都道府県、市町村の役割分担にとらわれることなく、柔軟に実施</b> ○地方版ハローワークの実効性を担保するための求人・求職情報の共有化や、国と地方の役割分担の在り方などの見直し ○これまでの地方分権改革による事務・権限移譲を円滑に進めるための財源措置やマニュアル整備等
<b>3 地方分権を推進するにあたり、さらに検討を深める事項</b> (1) <b>地域のガバナンスと住民自治</b> (2) 憲法と地方自治	○これまでの国と地方の役割分担を乗り越え、 <b>新しい形態の国・地方協働型の仕組み</b> による行政運営を推進 ○参議院選挙区の合区解消及び地方自治に関する憲法第8章の議論

## 「従うべき基準」の廃止

- 義務付け・枠付けについては、「従うべき基準」の存置により、**地方の自由度**が高まっていない
- 特に**福祉分野**について「従うべき基準」が**多数存置**され、**地域の実情に応じた施設の設置・運営に支障**をきたしている

### 「従うべき基準」の存置による具体的な支障事例

- 支援員常時2名以上という**配置基準**を限られた人員の中で遵守するためには、児童40人の時間帯も児童1人の時間帯も、同じ支援員2名の体制で実施せざるを得ず、**利用児童の多い時間帯の支援を手厚くすることができない。**
  - 少人数の児童クラブで、土曜日など1～2人の児童しかいないときにも、**支援員2名を常に配置しなければならず、支援員を確保しきれない。**
  - 十分な知識、技能、実績があっても、**高校卒業資格がないために放課後児童支援員とはなれないケースが多いため、人材の確保と運営体制の維持ができない。**
- ※支障事例アンケート結果より(平成28年地方六団体実施)

### 平成29年提案募集【全国知事会・全国市長会・全国町村会共同提案】

#### 「従うべき基準」の廃止または参酌基準化

⇒国による一律の基準ではなく、地方が自ら、地域の特性を踏まえて創意工夫を行うことで、質の確保は十分可能

- ◎放課後児童クラブの受け皿整備の加速化により、**子育てと仕事の両立ができる環境を整備・充実**
- ◎地域の特色を活かした放課後児童クラブの運営により、**利用者ニーズに合ったサービスが提供できる**

## 地域交通

- 路線バス停留所にはコミュニティバス等が停車できないという解釈が生じているため、乗り換えの際に、**利用者が離れた停留所間を歩いて移動しなければならない**
- ⇒**停車基準の明確化と自治体への周知を行い、円滑な乗り換えを実現させる**

平成29年提案募集  
【三団体共同提案】

